

## 議案第5号

### 和解について（交通局関係）

費用補償・事業配当金請求控訴事件及び費用補償・事業配当金請求附帯控訴事件について、次のとおり和解をする。

#### 第1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 控訴人兼附帯被控訴人 大 阪 市 被控訴人兼附帯控訴人 みずほ信託 銀行株式会社	本市は、平成元年12月に実施した住之江車庫用地の有効利用提案競技の結果、本市に借入金債務の負担が及ばず、かつ、経済的利益が与えられるとする被控訴人兼附帯控訴人の提案した事業計画について被控訴人兼附帯控訴人と合意し、被控訴人兼附帯控訴人は信託事業（以下「本件信託事業」という。）に着手したところ、被控訴人兼附帯控訴人が、本市との合意に反して、当該事業に係る借入金債務を被控訴人兼附帯控訴人の固有財産による立替金として処理した上、その立替金金27,647,503,548円の補償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めている訴訟において、平成23年12月9日に本市に対し金27,647,503,548円及びその遅延損害金の支払を命じる判決があり、同判決に不服があるので控訴を提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解するもの
2 大阪高等裁判所 平成24年(ネ)第191号 費用補償・事業配当 金請求控訴事件、 平成24年(ネ)第1196号 費用補償・事業配当 金請求附帯控訴事件	

#### 第2 和解の要旨

- 1 本市と被控訴人兼附帯控訴人は、本件信託事業に係る契約（以下「本件信託契約」という。）における信託期間を平成27年3月31日までの間で別途合意された日（当該期間内に合意が成立しないときは平成27年3月31日とする。以下「本件信託終了日」という。）まで短縮し、本件信託終了日をもって本件信託契約に係る信託（以下「本件信託」という。）を終了させることに合意する。
- 2 本市は、被控訴人兼附帯控訴人に対し、和解金として金28,295,591,048円を本件信託終了日に支払う。

- 3 被控訴人兼附帯控訴人は、本市に対し、本件信託に係る不動産その他の信託勘定に帰属する財産を現状有姿で引き渡す。
- 4 本市及び被控訴人兼附帯控訴人は、本件におけるその余の請求をそれぞれ放棄する。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

費用補償・事業配当金請求控訴事件及び費用補償・事業配当金請求附帯控訴事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市交通事業の設置等に関する条例 (抄)

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 交通事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(3) 省 略

(4) 和解及び調停でその目的物の価格が5,000,000円を超えるもの

(5) 省 略